

所得税の確定申告の相談と市民税・県民税の申告は 2月18日(月)～3月15日(金)です(土・日曜日を除く)

※各会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください

所得税の確定申告

豊橋税務署(☎52・6201)

※自動音声案内です

所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された所得税や予定納税であらかじめ納めた所得税の過不足を精算する手続きです。

提出先 豊橋税務署(〒440-8504 大田町1-1-1 豊橋地方合同庁舎内)

〈確定申告が必要な方〉

- ① 給与所得があり、次のア～ウのいずれかに該当する方⑦ 給与の収入金額が2千万円を超える
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える
- ③ 給与と②から以上からもらっている(年末調整を受けない)従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える
- ④ 公的年金等に係る雑所得があり、所得控除を差し引くと残額がある方(公的年金等の収入金額が400万円以下であり

かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができません)③ 個人の事業・不動産所得者で、平成24年分の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方④ 土地・建物などを売却し、譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

〈確定申告をしないと所得税が還付される場合がある方〉

- ① 金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得した方② 多額の医療費を支払った方③ 災害や盗難にあった方④ 年の途中で退職し、再就職していない(年末調整を受けていない)方

■確定申告の相談など

とき 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日を除く)午前9時～午後5時※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください **ところ** 豊橋税務署 **その他** 2月24日(火)3月3日(日)は申告相談を行います。混雑が予想されますのでなるべく平日にお越しください。

還付申告については、2月15日以前でも申告書の受け付けを行っています。 **e-Taxによる電子申告** 確定申告書は、住所などなどの所轄の税務署の受け付けに持参するほかに、e-Taxによる送信(電子申告)または郵便や信書便による送付により提出できます。e-Taxを利用すると次のような特典があります ① 所得税額から最高3千円の控除を受けることができます(平成19年～24年分の間でいずれか1回) ② 医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力し送信することにより、これらの書類の提出を省略できます(税務署から書類の提出または揭示を願う場合があります) ③ e-Taxによる還付申告は早期処理します※e-Taxの利用には、電子証明書・ICカードリーダーが必要で、詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください

■税理士による無料税務相談

とき 2月18日(月)～3月5日(火)
(土・日曜日を除く)午前9時30分～正午、午後1時～4時 **ところ** 公会堂1階(八町通二丁

目 対象 ① 平成23年分の所得金額が300万円以下の方 ② 平成24年分の消費税の基準期間(平成22年分)の課税売上高が3千万円以下で、かつ①に該当する方③ 給与所得者および年金受給者の方 **その他** 株式や土地などの譲渡所得、山林所得および贈与税の申告受付・相談はできません

市民税・県民税の申告

市民税課(☎51・2200～2207)

申告書は、市民税・県民税だけでなく、国民健康保険税、介護保険料、所得証明などの基礎資料になります。申告する方は、医療費の集計や必要な書類など

の事前確認を済ませてください。 **〈申告が必要な方〉**

平成25年1月1日現在で市内在住かつ所得税の確定申告の義務がない方で、主に次のいずれかに該当する方① 給与・公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(左ページ共通事項④)を追加する方② 平成24年中に退職した方③ 遺族年金、障害年金、雇用保険などの非課税所得があった方④ 給与(退職所得含む)や公的年金等に係る所得以外の所得(営業等、農業、不動産、利子配当)の合計額が20万円以下の方 ⑤ 収入がなかった方(ただし、市内在住の親族の配偶者・扶養控除の対象になっている方を除く)

■出張受付・相談会場

受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

とき	ところ	とき	ところ
2月19日(火)	吾妻町公民館	3月4日(月)	二川南校区市民館
	小池公民館		石巻校区市民館
2月20日(水)	生活家庭館	3月5日(火)	老津校区市民館
	生活家庭館		大清水地域福祉センター
2月21日(木)	生活家庭館	3月6日(水)	前芝地区市民館
	大崎校区市民館		天伯校区市民館
2月22日(金)	本郷地区市民館	3月6日(水)	谷川校区市民館
	二川校区市民館		東陵地区市民館
2月25日(月)	高山校区市民館	3月7日(木)	石巻地区市民館
	牟呂地区市民館		市民文化会館
2月26日(火)	西郷校区市民館	3月8日(金)	吉田方地区市民館
	杉山地区市民館		幸校区市民館
2月27日(水)	豊岡地区市民館	3月11日(月)	野依校区市民館
	大村校区市民館		高豊地区市民館
2月28日(木)	賀茂校区市民館	3月12日(火)	羽根井地区市民館
	多米校区市民館		五並地区市民館
3月1日(金)	東部地区市民館	3月13日(水)	牛川校区市民館
	津田校区市民館		花田校区市民館

■受付・相談

とき 2月18日(月)～3月15日(金)
 (土・日曜日を除く)午前9時～午後4時
 ところ 公会堂1階
 その他 出張受付・相談会場については右ページ参照。混雑状況により受付時間を変更する場合があります。申告者の書類の準備状況により受け付けの順番を変更する場合があります。なお、2月15日以前でも申告書を提出できます
 提出先 市民税課(西館2階)440-8501住所不要

「共通事項」申告に必要なもの

①申告書と印鑑、計算機器②給与・公的年金の平成24年分源泉徴収票(原本)③事業所得者などは、青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類など④雑損・寄附金・医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける場合は、証明書・領収書・障害者手帳など⑤配偶者(特別)・扶養控除を受ける場合は、配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの⑥所得税が還付になる場合は、本人名義の預貯金通帳⑦委任状(本人または同一世帯の親族以外が代理で申告をする場合)⑧納税義務者や申告に来た方の本人確認ができる書類(運転免許証など)

「家庭でできる省エネチェック」を実施して快適な省エネ生活を送りましょう!

下記のチェック項目に「YES」「NO」でお答えください。抽選で100世帯にLED電球をプレゼント!

(使用していない機器は、YESにチェックを入れてください)

■家庭でできる省エネチェック

設備	チェック項目	YES	NO
暖房	①設定温度を低めにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②フィルターなどをこまめに清掃している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③寒く感じたら、暖房を強くする前に重ね着をしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④窓には床まで届く厚手のカーテンまたは断熱シートをつけている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
台所	⑤冷蔵庫に詰め込みすぎないようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦食器洗いの時は給湯温度を低めにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧電気ポットや炊飯器で長時間保温しないようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
風呂 トイレ	⑨間隔を空けずに入浴するようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩シャワーはお湯を流しばなしにしないようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪温水洗浄便座は温度を低めにし、ふたを閉めるようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	⑫洗濯機の定格容量の80%を目安にまとめ洗いをしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬テレビや照明を不必要につけっぱなしにしないようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭照明のかざやカバーをこまめに清掃している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮家族団らんで照明や暖房の使用を減らすようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



設定温度を低め(20℃が目安)にして、フィルターはこまめに清掃しましょう



家族みんなで楽しく省エネ生活を送りましょう



シャワーだけではなく洗面所などでもお湯を流しばなしにしないようにしましょう



汚れると明るさが低下します。こまめにお手入れしましょう

冬の省エネ実施キャンペーンのお知らせ(2月は省エネ月間です)

結果発表: 発送をもって発表とします 応募方法: 2月28日(必着)までに実施項目欄□にチェック後、このページを切り取るかコピーをとって、郵送またはファックスで530運動環境協議会事務局(環境政策課内)〒440-8501住所不要 ☎51・2414 ☎56・5126 ☎530@city.toyohashi.lg.jp
 ※応募は一世帯につき1回まで。EメールなどにYESの項目番号を明記しての応募も可。氏名にはふりがなを付けてください

ふりがな	住所 〒
氏名	
電話番号 () -	

※主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律および関連法令などを厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います